



長瀬町 商工会たより

HP <http://www.nagatoro.or.jp>
Mail nagatoro@syokoukai.jp

Vol. 338



発行責任者 小笠 一博
編集責任者 萩原 利洋
編集担当者 茂木 純一

TEL: 0494-66-0268

FAX: 0494-69-1030



令和4年度会費について

新型コロナウイルスで困窮する会員事業所への対応策として、当会では長瀬町より「長瀬町商工会会費補助事業補助金」として会員の会費相当分の補助金を受けました。

これに伴い令和4年3月31日時点での会員については、令和4年度については会費の徴収を行わないこととなりました。

なお、令和4年4月1日以降に加入承認された新規加入者については、今まで通り入会金及び月割りの会費を徴収致しますので、ご了解のほどよろしくお願い致します。

(記事担当 竹内 紀昌)



長瀬町原油価格・物価高騰対策生活者支援事業取扱参加店募集

長瀬町では新型コロナウイルス感染症の影響による物価高騰で苦慮している町民を支援することを目的として商品券の発行を行います。発行に当たり取扱参加店を募集します。

なお、この事業は新型コロナウイルス感染症対策地方創生交付金を活用し事業を行うもので、今年度限りの補助金のため登録申込期間や商品券の使用期間が短くなっております。

登録申請書の提出先は長瀬町役場町民課になります。詳細については別添の募集案内をご確認下さい。

不明な点は長瀬町役場町民課（66-3111 内線 121,122）までお問い合わせ下さい。



小規模事業者持続化補助金 (一般型) 公募について

小規模事業者持続化補助金とは、経営計画に沿って販路開拓に取り組む費用の2/3(補助上限額：50万円)を補助する制度です。

○公募対象者 小規模事業者

・商業・サービス業 従業員5人以下
※宿泊業・娯楽業除く

・宿泊業・娯楽業 従業員20人以下
製造業その他

○申込締切

令和4年 9月20日<9次締切>

※前回採択を受けた事業者につきましては再度申請可否の条件があります。

詳しくは、商工会までお問い合わせください。

(記事担当 島崎 洗平)



源泉所得税(納特前期分) 納付指導会のお知らせ

令和4年1月から6月までに支払った青色申告専従者及び従業員の給与の源泉所得税について、個別指導会を開催しております。

◆指導開催日 7月1日(金)～6日(水)まで
時間：9時30分～16時00分

◆持参いただくもの

給与台帳等給与支給額がわかるもの
源泉徴収簿(令和4年1月～6月分)
納付書

◆費用 無料 その他詳しくは商工会まで

(記事担当 南 悦子)



消費税インボイス制度について

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。

YouTube 国税庁動画チャンネル参考にしてください。(消費税のインボイス制度を、全4回にわたり講義形式で分かりやすく解説してます)

<https://www.youtube.com/watch?v=4xMbewyKlNk>

wyKlNk



(記事担当 南 悦子)



経営革新計画承認制度の案内

埼玉県では、中小企業等経営強化法に基づき「経営革新計画」を承認しています。承認を受けると、様々な支援措置を利用することが可能となり、事業者の皆様の事業拡大、向上が期待されます。新しい取組をスタートするきっかけになったり、社員のモチベーションUP、後継者育成に繋がったり等のメリットがあります。

承認までの相談、計画作成等は商工会または中小企業診断士などの専門家がお手伝いいたします。お問い合わせは商工会まで。

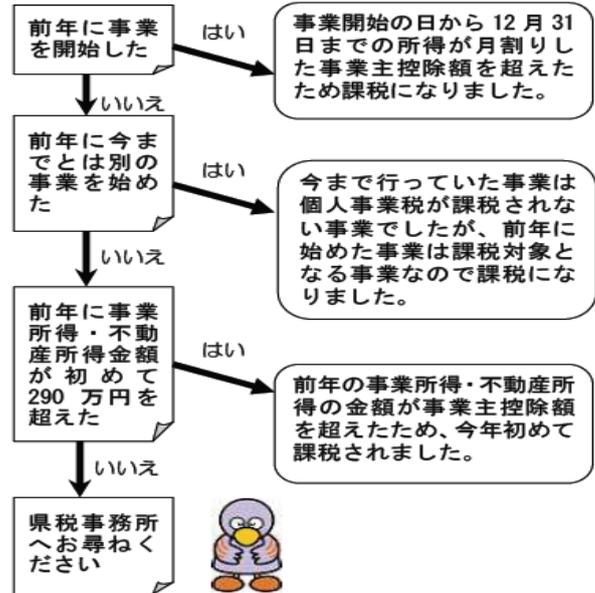
(記事担当 島崎 洗平)

日本政策金融公庫 金融審査会 毎月第1金曜日までの申込分を 第2週木曜日審査会	
6月末現在商工会員数 ³⁵⁵ 名	組織率 95.4%



個人事業税について

県税事務所から送付される納税通知書(納付書)により、原則として8月と11月に納めます。ただし、税額が1万円以下の場合は8月に納めます。



詳しくは、下記までお問い合わせ下さい
秩父県税事務所

秩父市東町 29-20 埼玉県秩父地方庁舎 1階
電話：0494-23-2110

(記事担当 南 悦子)



事業主の退職金制度です

小規模企業共済は、事業主が事業をやめたり、役員を退いた場合の生活安定を図る、事業主のための退職金制度です。掛金は全額所得控除でき、大変お得です。

◆加入できる方……

従業員数が、商業・サービス業は5人以下、製造業は20人以下の個人事業主・法人役員

◆掛金……

月額1,000円から70,000円まで、500円単位で自由に決められます。

詳しくは商工会までお問合せ下さい。

(記事担当 竹内 紀昌)